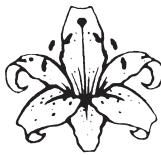


神奈川県公報



県の花：山ゆり

令和7年12月23日（火曜日）

号外 第70号

毎週火曜日及び金曜日発行

目次

ページ

○条例

| | |
|--|----|
| 地方独立行政法人神奈川県立福祉機構に係る重要な財産を定める条例（福祉子どもみらい・障害サービス課） | 2 |
| 地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例（政策・NPO協働推進課） | 2 |
| 事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（政策・市町村課） | 2 |
| 神奈川県手数料条例の一部を改正する条例（総務・財政課） | 4 |
| 神奈川県県税条例の一部を改正する条例（総務・税制企画課） | 6 |
| 神奈川県立花と緑のふれあいセンター条例の一部を改正する条例（環境農政・農政課） | 6 |
| 認定こども園の要件を定める条例の一部を改正する条例（福祉子どもみらい・次世代育成課） | 6 |
| 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（福祉子どもみらい・次世代育成課） | 7 |
| 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（福祉子どもみらい・子ども家庭課） | 7 |
| 一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（福祉子どもみらい・子ども家庭課） | 8 |
| 指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（福祉子どもみらい・障害サービス課） | 9 |
| 指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（福祉子どもみらい・障害サービス課） | 10 |
| 神奈川県都市公園条例の一部を改正する条例（県土整備・都市公園課） | 10 |
| 神奈川県建築基準条例の一部を改正する条例（県土整備・建築指導課） | 11 |
| 都市計画法第34条第12号の規定による開発許可等の基準を定める条例の一部を改正する条例（県土整備・建築指導課） | 12 |

発行

電話 横浜市政策局（〇四五二二〇一）一通一課
神奈川県政策部政策課
（一通一課）

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

都市計画法第34条第12号の規定による開発許可等の基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月23日

神奈川県知事 黒岩祐治

神奈川県条例第85号

都市計画法第34条第12号の規定による開発許可等の基準を定める条例の一部を改正する条例

都市計画法第34条第12号の規定による開発許可等の基準を定める条例（平成13年神奈川県条例第63号）の一部を次のように改正する。

第2条中「ものは」の次に「、都市計画法施行令（昭和44年政令第158号。以下「政令」という。）第29条の9第1号から第6号までに掲げる区域及び同条第7号（政令第8条第1項第2号ロに掲げる土地の区域に係る部分に限る。）に掲げる区域のうち知事が別に定める区域（これらの区域のうち災害の防止その他の事情を考慮して安全上又は避難上支障がないと認められる区域を除く。）を除く区域における開発行為であって」を加え、同条第1号中「直系血族」の次に「又は配偶者」を加える。

第3条中「都市計画法施行令（昭和44年政令第158号。以下「政令」という。）」を「政令」に改める。

第4条中「ものは」の次に「、政令第29条の9第1号から第6号までに掲げる区域及び同条第7号（政令第8条第1項第2号ロに掲げる土地の区域に係る部分に限る。）に掲げる区域のうち知事が別に定める区域（これらの区域のうち災害の防止その他の事情を考慮して安全上又は避難上支障がないと認められる区域を除く。）を除く区域における建築物であって」を加える。

附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第2条第1号の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第2条及び第4条の規定は、この条例の施行の日以後にされる都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可及び同法第43条第1項の許可（以下「開発許可等」という。）の申請について適用し、同日前にされた開発許可等の申請については、なお従前の例による。